## 四日市港管理組合公報

第1024号 平成30年11月21日 水曜日

目 次
-----

規 則

○四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の一部を改正する規則 (総務課) 2

規則

四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 30 年 11 月 21 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴 木 英 敬

四日市港管理組合規則第7号

四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則(昭和41年四日市港管理組合規則第16 号)の一部を次のように改正する。

第13条の2を削る。

第16条を次のように改める。

(着後手当)

第16条 条例第23条に規定する規則で定める着後手当の額は、別表に定める額とする。

第 18 条第 1 項第 3 号中「旅行雑費の定額及び」を削り、同項第 4 号中「旅行雑費の定額及び」及び「それぞれの」を削る。

第19条の次に次の1条を加える。

(甲地方の範囲)

第19条の2 条例別表第1の備考2に規定する「東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち管理者が定める地域その他これらに準ずる地域で管理者が定めるもの」は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第1の1の備考に規定する甲地方とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

第1号様式を次のように改める。

				#	旅費精算額の内容は、	旅費廃簿諸水種の半簿七後、町 オオ	_	女田命令権者	t S					(規格A4)
	品			<b>帳算払精算書</b>	簡の	事 4	5	_	ш.	ш	ш	ш		≝
	の認			元章:	華		₫	嬦	Щ.	Щ.	щ	ш,		
	旅行命令権者の認印			#	旅費	旅費場	い神と同一です。	推	井	#	#	#		
	旅行命													
			$\  \cdot \ $	無				北襲						
				兩				備 札 その他特記事項等						
		臣		十	$\dagger \dagger$	+	H	編(その色						
		Æ											ئ	
#	至	ш ш	<sub></sub>	製				半層	無	鱡	無	#	200	
藍	群		光	벞				通勤手当との観撃	午	午	桩	桩	Æ.	
豪	6 行	用用		版				the effect	<del>                                     </del>				からずる	
华	茶	年年	施					自宅より直行自宅 と 直帰 (年・1874年) (47年)	-	乗 ˆ	樂	乗 ˆ	朱書すること。 、旅行者欄と同様のものを微紙として用いること。 事項の一部を変更することができる。	
毌					$\  \cdot \ $			自宅より自宅へ会会を		中	华	<u>#</u>	き る だ り だ	
#		<b>⊞</b> ₩			╂╌┼╴	+	<del> - </del>	m m S	1				5こと。 5幅と同様のも -部を変更する	
挨	Н	ш.	<b>E</b>	各				蘇	整 岩	整 岩	医生物 土	医生物 安	多でで	
	ш	Щ		懿				旅行手段	公共交通機関 公用車 自家用車	公共交通機関 公用車 自家用車	公共交通機関 公用車 自家用車	公共交通 公用車 自家用車	するに行動を行	
	÷			的描				+~	1	- 62 65	l	ı	朱華子、茶行・	
	绑	中		ш				斑	EC				行命記載は	
				光	Ħ	Ī	光	概算払					発 いる 基 かいか	
(张	展	年度		<b>*</b>	@ 6	3	95		+				受べた 受付に 関い	
第9条	车			用 稱 4	用務9	用務分	用務先⑤ その他用務先	뮨					等の変え不足は、必	
第1号模式 (第7条、第9条関係)	8			<b>£</b>		•		**					旅行命令等の変更又は取消しは 旅行者欄に不足を生じる場合は 任命権者は、必要に応じて記載	
#	麗		'					旅行者氏名					<b>装架</b> 强	
華				E				旅行					10 00	
4.	所												金	
Sec.														

第2号様式を次のように改める。

質収印 (規格A4) 믒 宿治教 領収年月日 备 宝雕器 米斯 所 整 出 ш 亩 Щ (航空・パス) (概算・精算) # に参任済であります。 繼 丰 į. \* **砂**草 作 作 作 鉄道賃 瓤 岽 左記のとおり旅費を請求します。 加耐港 据长护 左記の金額の領収方 梩 # 第2号様式 (第9条関係) 田湖南 嶽 Æ 用務地 體 长 Ш Ш Ш Ш ш Ш ш ш Ш Ш Ш 1 靇 ш щ щ щ щ щ щ щ щ щ щ щ щ щ щ Щ ₫¤

棄札

1 旅費明細欄に不足を生じる場合は、旅費明細欄と同様のものを続紙として用いること。

2 旅費の概算払を受けた者で精算の結果返済額を生じたときは、請求額欄に朱書すること。

旅費明細の合計額は1回の旅行ごとに記入すること。

က

4 旅行雑費の実費額及び内容は、摘要欄に記入すること。5 この請求書に添付する書類は次に掲げるものとする。

条例第31条第2項の規定により別に定める旅費を請求する場合は、その取扱いについての理由書又は参考資料 ۲

ロ その他必要と認める書類

第3号様式を次のように改める。

第3号模式 (第9条関係)

第・推 算)

椎

譕

拦 #

电

							丰	Æ				Æ		Æ				
							4□				ela.		eta.					
H						林	定額	Н					411.2					
Ę.						宿泊	夜數	麥			18	E	手景	E				
×	文文	-			る住宅の区分	#	実費額 定額	E					着後					
	は転任の	######################################	101	சு கூற க	~る住宅	車	量	km			県	夜	*	Æ				
	採用又以	茶五人工 草存在	移転用	五 五 所 所 行 所 行 表 方 方 の 方 の 方 の う う う う う う う う う う う う う	哲任後ろ		#=	E			宿		宿 泊					
ę.	뮨	収印				バス)賃	4 2 2 2 2 3 3 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 3 3 3	Æ			Н	all .	<b>*</b>	£				
		題		ш		(航空・	運賃	E				學	#					
4		ш		Н		架	路程	km					ij.	Æ				
W C		年 月		#			桂	E				Æ						
		領収			₩.	Ħ	急行料 金 等	Æ			大路		質器	Æ				Ī
i i		dir			に委任済であります。	狸	運賃	E			差 引		. 無					
ę.		Н			粉化浴	鉄	路程	km			羅	Æ	鉄					
•					77	Н	宿泊地				大部		щ	$\prec$				
2	la la			, 0		L				/	額既	£	١,					
4-4-4	<b>一条</b>	L		します		L	型着拖			$\setminus$			<b>∀</b>	4	框	规		
- Per	胀	器	Æ	₹を請求	功		編録			$\setminus$	程定	km		М	才以上12才未満	*	丰	
		₩		おり旅	着の領	T	景郷田			/	器		×	12 7	1日本以上	£ 9		
				上記のとおり旅費を請求します	上記の金額の領収方	$\vdash$	年月日 日			推	Н	多数		扶養親 1	_			華

- 6 -

## 棄札

附

則

- 1 請求理由欄には、該当事項のほか必要な事項を詳細に記入すること。
- 2 扶養親族移転料のみを請求する場合は、本人分の旅費を朱書すること。
- 3 旅費明細欄に不足を生じる場合は、明細欄と同様のものを総紙として用いること。
- 4 旅費の概算払を受けた者で精算の結果返納額を生じたときは、請求額欄に朱書すること。
- 5 この請求書に添付する書類は次に掲げるものとする。
- 条例第 22 条に規定する移転枠を請求する場合は、職員の移転を証明する書類及び扶養親族を移転する場合にはその旨 を証明する書類
- 条例第 22 条第 3 項又は規則第 18 条第 1 項第 5 号ただし書の規定に該当する場合は、その期間延長の承認書の写 |
- 条例第 23 条に規定する着後手当を請求する場合は、 職員が移転後入る住宅が借家又は借間等の場合で、 する書類 ζ
- 条例第 24 条に規定する快養親族移転料を請求する場合は、赴任に伴い移転する扶養親族の氏名及び年齢並びにその移 П

## 転を証明する書類

- 7 -

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

## 発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1 四日市港管理組合経営企画部総務課 電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

http://www.yokkaichi-port.or.jp/